

令和7年11月5日（水）関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和7年11月5日（水曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について

○出席委員（18名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君 | 2番 河村 清孝 君 | 3番 丹羽 英治 君 |
| 4番 吉田 忠男 君 | 6番 鵜飼 秀樹 君 | 7番 林 百恵 君 |
| 8番 後藤 信一 君 | 9番 尾口 文良 君 | 10番 松永 佳己 君 |
| 11番 足立 宜穂 君 | 12番 後藤 一夫 君 | 13番 亀山 良平 君 |
| 14番 森 種生 君 | 15番 池田 政吉 君 | 16番 長尾 始 君 |
| 17番 山田 達史 君 | 18番 日置 香 君 | 19番 田下 喜代 君 |

○欠席委員（1名）

5番 和田 ひとみ 君

○委員以外の出席者（3名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。
5番 和田委員の1名ですので、ご報告をさせていただきます。
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。
会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、
総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

8番 後藤 信一委員、9番 尾口委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、申請がありましたので審議を求めると言うものです。
今回、9件の申請がありましたが、3番、4番の案件について、担当地区委員のご指摘等があり、
現地を確認、本人にヒアリングしたところ、営農計画に疑義があり、現在補正を求めているため、
議案には入っていますが、今回の審議からは外させていただきます。そのため、7件の案件について、
ご審議をお願いします。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、田原グランドから北に400mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1,090㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の持分譲渡の要望に応えるというものです。

譲受人は、譲渡人外2人と申請地を所有しており、譲渡人の持分を所有したいというもので
ございます。

営農計画書が提出されており、引き続き牧草採草地として管理するという内容になっています。

2 番の案件

議案の受人の理由ですが、農業経営の拡大となっておりますが、新規就農に訂正し、経営自作面積を 0 m²に訂正をお願いします。

位置図は 2 ページになります。

申請地は、坊地農業構造改善センターから西に 50 m に位置する、農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 587 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜等を栽培するという内容になっています。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、東海北陸自動車道関サービスエリアから東に 300 m に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 310 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、小瀬グラウンドから東に 400 m に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1,323 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、市立武儀生涯学習センターから南に 300 m に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 208 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に移り住み、農業経営を開始したいというものでございます。
営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、板取門原集会場から東に 1 0 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 1 4 7 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に移り住み、農業経営を開始したいというものでございます。
営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

9 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から北西に 2 0 0 m 及び 2 7 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2 筆 6 7 7 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、遺言公正証書に基づき譲受け、農業経営を開始したいというものでございます。
営農計画書が提出されており、野菜を栽培する という内容になっています。

以上、7 件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきましては、私の担当地区となります。

生まれ育った土地であり、地域とのコミュニケーションも取れているということで、しっかり耕作をしていただければと思います。

安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

送っていただいた申請書ですが、農業従事日数などに訂正があったようで、訂正後の書類を送ってもらえるとありがたいです。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番の案件につきましては、審議は今回しないということでしたが、後藤 信一委員、ご意見はございますか。

○8番（後藤 信一 君）

10月26日頃に、現地を確認した際は、写真のとおりで問題なかったのですが、昨日確認した際に、現地を見たところ、田の部分が砂利を入れて、固めてあり、稲作ができるような状況ではなかったもので、事務局に連絡をさせていただきました。

○議長（丹羽 英治 君）

5番、6番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

反対というわけではないのですが、この地区は現在8軒住んでいるだけで、移住地より上には2軒住んでいるのみです。移住予定の居宅は、昭和初期、あるいはそれより前の建物です。私はお会いすることはできなかったのですが、隣に住んでいる方が面談したそうで、民泊を始めたいということだったようです。ご本人の希望ですので、やむを得ないですが、ここでの生活していくことはなかなか難しいのではないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号9番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に300mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑一部宅地 2, 113㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟10戸）でございませぬ。

申請人は、共同住宅（1棟10戸）として利用するといふものでございませぬ。

10月14日に現地を確認したところ、昭和60年頃より農業用倉庫が建っていて一部宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、関警察署から東に100mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 60㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（駐車場・駐輪場）でございませぬ。

申請人は、共同住宅（駐車場・駐輪場）として利用するといふものでございませぬ。

10月14日に現地を確認したところ、平成13年より賃貸住宅用の駐車場・駐輪場になっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございませぬか。

○1番（安田 美雄 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 2筆 仮換地地積 200㎡。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、宅地となっておりますが、転用許可済であり、本換地前の所有権移転ですので、5条許可申請が必要になります。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

2番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 仮換地地積 199㎡。

転用の目的は、分譲住宅（1区画1棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、分譲住宅（1区画1棟）というものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、宅地となっておりますが、転用許可済であり、本換地前の所有権移転ですので、5条許可申請が必要になります。

事業計画変更2番と同時許可案件になります。

3番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、天神公民センターから南東に300mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 921㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の売買業等を営んでおり、宅地分譲（3区画）として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、天神公民センターから南に300mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 25㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、昭和50年頃に宅地造成し、令和元年の区画整理事業で越境していることが判明し、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

議案は5ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、関市市公民センターから東に400mに位置する

登記地目 畑、現況地目 原野一部雑種地 1, 706 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（7区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土地建物の売買業等を営んでおり、宅地分譲（7区画）として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、平成22年頃より一部を貸駐車場として利用しており、残りの農地も維持管理を怠ったため、令和6年4月頃より原野になってしまっていて、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、関市市民センターから南西に400mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 901 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、土木工事業資材置場及び駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土木工事業等を営んでおり、土木工事業資材置場及び駐車場として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、下有知北交差点から東に100mに位置する

登記・現況地目 田 330 m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、薬局駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、薬局の経営業等を営んでおり、薬局の駐車場として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は、市立緑ヶ丘中学校から東に 200 m に位置する

登記地目 田、現況地目 畑一部宅地 193 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の賃貸業等を営んでおり、共同住宅の駐車場として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、昭和44年頃より一部宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 20 ページになります。

申請地は、広見蔵屋敷組自治会集会場から北東に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 18 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として利用するというものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は 21 ページになります。

申請地は、広見蔵屋敷自治会集会場から北西に 300 m に位置する

登記地目 田・雑種地、現況地目 田 2筆 895 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築工事業資材置場及び駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築工事業等を営んでおり、建築工事業資材置場及び駐車場というものでございます。

10月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま

す。

1 1 番の案件

位置図は 2 2 ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から北西に 2 5 0 m に位置する

登記・現況地目 田 4 9 4 m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 5 0 0 m 以内に 2 つの教育施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲受人は、遺言公正証書に基づき譲受け、自己用住宅として利用するというものでございます。

1 0 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は 2 3 ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから北に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 5 3 8 m²。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が 4 0 % をこえているため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自身の経営する法人の貸駐車場として利用するというものでございます。

1 0 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、1 2 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番、2 の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1 番（安田 美雄 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番、4 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

古いU字溝が道路と申請地との間にあり、4トントラックが4、5台止まるということで、横断した際に、耐えられるかを心配しております。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

後藤委員から事前に伺っておりましたので、行政書士に確認をしたところ、計画が変わっており、側溝に入れ替えるということでした。道路、水路の管理者である建設総務課には、自費工事の許可が必要ですので、そちらで確認が入ることになります。

○8番（後藤 信一 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番、10番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

倉知の事業者と同じ方が申請をされておりますが、排水について懸念をしております。この辺りは、もともと排水が良くないところで、湿地のような状態になっており、田んぼダムのような役割となっています。ここがなくなってしまうことで、豪雨の際、オーバーフローして周辺の住宅への影響がないかを心配しております。行政の指導に従って工事を行っていくということでしたが、どうでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

現地を確認したところ、道路横断している排水路があるという状況で、計画では、道路沿いに自費工事で側溝を入れるということでした。

○12番（後藤 一夫 君）

埋め立てた箇所排水は、それで良いですが、申請地北側の農地の排水については、記載がないですが、どうでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

行政書士を通じて、そのような指摘があったことはお伝えします。こちら自費工事ですので、建設総務課の許可を受けて、そちらの指導に従うということになります。

○議長（丹羽 英治 君）

後藤 一夫委員のご心配されている排水関係について、確認をするようお願いいたします。

11番、12番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見を議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 2 4 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 4 0 0 m に位置する

現況地目 田 2 筆 仮換地地籍 2 0 0 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

当初事業計画書が宅地分譲を造成、販売する計画をしていたが、承継人より自己用住宅敷地として利用したいとの申出を受けたため、事業計画変更となります。

5 条 1 番と同時承認案件になります。

2 番の案件

議案は 8 ページ、位置図は 2 5 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 4 0 0 m に位置する

現況地目 田 仮換地地籍 1 9 9 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

当初事業計画書が宅地分譲を造成、販売する計画をしていたが、承継人より分譲住宅として利用したいとの申出を受けたため、事業計画変更となります。

5 条 2 番と同時承認案件になります。

3 番の案件

議案は 9 ページ、位置図は 2 6 ページになります。

申請地は、横腰集会所から西に 4 0 0 m に位置する

現況地目 畑 6 筆 1, 0 2 7 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

当初事業計画者は、申請地に〇〇を加えた計7筆で許可を受けていましたが、残土の量が少なく、当初計画どおり事業が遂行できないため、面積を縮小する事業計画変更となります。以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第4号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第5号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、10ページから12ページになります。

貸借権設定に関するものについて、更新が上白金地区で34筆 39, 128㎡、新規が戸田地区で1筆 562㎡、広見地区で17筆 19, 460㎡でございます。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり「意見無し」と回答することに決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和7年12月5日（金）午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

農業委員・推進委員意見交換会を、懇親会を兼ねて、令和7年12月9日（火）地域別農業委員・推進委員研修会の終了後、午後6時より関観光ホテルで予定しております。

後日、案内文書を送付しますので、ぜひご参加ください。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

8 番

⑩

9 番

⑩